

議案第 6 号

君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 12 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の一部改正に伴い、市議会議員選挙における選挙運動用のビラを候補者が無料で作成できるようにするため、君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年君津市条例第 14 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年君津市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「君津市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第 6 条中「（君津市長の選挙における候補者に限る。第 8 条において同じ。）」を削り、「同条」を「第 8 条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される君津市議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された君津市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(趣旨) 第１条 この条例は、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号。以下「法」という。）第１４１条第８項、第１４２条第１１項及び第１４３条第１５項の規定により、君津市議会議員及び君津市長の選挙における法第１４１条第１項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第１４２条第１項第６号のビラ（<u> </u>以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第１４３条第１項第５号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。 （選挙運動用ビラの作成の公営） 第６条 候補者<u> </u> <u> </u>は、第８条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。	(趣旨) 第１条 この条例は、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号。以下「法」という。）第１４１条第８項、第１４２条第１１項及び第１４３条第１５項の規定により、君津市議会議員及び君津市長の選挙における法第１４１条第１項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第１４２条第１項第６号のビラ（<u>君津市長の選挙の場合に限る。</u>以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第１４３条第１項第５号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。 （選挙運動用ビラの作成の公営） 第６条 候補者<u>（君津市長の選挙における候補者に限る。第８条において同じ。）</u>は、<u>同条</u>に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。